

# 令和8年度 東京都地域医療支援ドクター

## 第 二 次 募 集 要 項

令和7年8月12日

東京都

東京都は、多摩・島しょの地域医療の拠点である公立病院等を通じ、地域の医療提供体制を支援するために、平成21年度から「東京都地域医療支援ドクター事業」を実施しております。

この度、地域医療の支援に意欲を持つ「東京都地域医療支援ドクター」の令和8年度第二次募集を行います。

### 1 募集内容

- (1) 採用の身分 東京都の常勤職員（地方公務員）  
なお、採用時は、原則として課長代理級医師として採用されます。
- (2) 採用予定日 令和8年4月1日
- (3) 採用予定数 5名
- (4) 募集期間 令和7年8月12日（火曜日）から令和7年10月17日（金曜日）まで

### 2 募集診療科等

【募集する医療分野】（支援勤務期間中に従事する医療分野）

周産期医療、小児医療、へき地医療若しくは救急診療（内科・外科・総合診療等）

【募集する診療科】

産婦人科、小児科、内科、外科、総合診療科、救急科等

令和8年度採用予定の地域医療支援ドクターにおいては、特に消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、産婦人科、救急科、外科、脳神経外科、小児科に従事する医師について、8に定める医療機関から派遣希望があります。

### 3 応募資格

採用予定日現在、医師法（昭和23年法律第201号）による医師の免許を取得後、通算5年以上医療に従事しており、満60歳未満で医師として診療業務が可能な者。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当する者は応募できません。

なお、医籍登録が年度の途中（4月1日から5月30日まで）の場合は、その年度の4月1日に登録されたものとみなし、免許取得期間を計算します。

### 4 応募手続

次の書類を東京都保健医療局医療政策部医療人材課人材計画担当宛提出してください。

- (1) 採用選考申込書
- (2) 履歴書（東京都指定様式による。写真貼付のもの）

(3) 支援勤務・キャリアアップ勤務希望病院等記入シート

(4) 医師免許証の写し

※ 封筒の表に「応募書類在中」と朱書きしてください。

※ 提出された書類等は返却しません。

※ 履歴書等に記載された個人情報、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

## 5 応募から選考まで

(1) 「4 応募手続」にある必要書類を送付してください。

(2) 電話又はメールにて一次選考の日時を御連絡します。

(3) 一次選考（面接：東京都庁内）を受験していただきます。

(4) 一次選考結果を通知します。

(5) 一次選考に合格した場合、二次選考（面接：東京都庁内もしくはオンライン）を受験していただきます。ただし、東京都職員の場合はこの限りではありません。

(6) 採用選考結果を通知します。

※面接実施方法は変更になる場合があります。

## 6 採用

採用後の所属は、東京都保健医療局医療政策部医療人材課課長代理（課務担当）となります。

原則として、採用後6年間勤務することとし、うち2年間以上を支援勤務（派遣）、それ以外の期間をキャリアアップ勤務とします。派遣の時期や期間については、個別に相談の上、決定するものとします。

## 7 給与

支援勤務（派遣）中は、派遣先の市町村又は公立医療機関が、それぞれの給与規定に基づいて給与を支給します。キャリアアップ勤務中は、都が、都の給与規定に基づいて給与を支給します。退職手当は、都が、都の退職手当規定により支給します。

### 参考【キャリアアップ勤務（研修）の期間の給与】

《例》都立病院勤務（研修）の場合（医歴9年目、子1人、世帯主）

（年収） 約1,070万円（宿日直手当、超過勤務手当等実績給は含まず）

内訳：基本給＋初任給調整手当＋地域手当＋扶養手当＋住居手当＋期末勤勉手当

※このほか、宿日直手当、超過勤務手当等を実績に応じて支給。

（注1）給与は都条例の定めるところにより支給が決定されます。

（注2）採用前に給与改定があった場合は、その定めによります。

### 【支援勤務（派遣）の期間の給与】

・通常の給与（上記（例）参照）に加えて、派遣手当を勤務1日につき1万円支給します。（採用後6年間まで）

（東京都地域医療医師奨学金の被貸与者は対象外）

## 8 支援勤務(派遣)

支援勤務(派遣)を行う医療機関は、本人の専門分野等適性を考慮した上で決定します。

6年間のうち、以下の医療機関に、通算2年間(1か所:原則1年間以上)以上勤務していただきます。また、キャリアアップ勤務期間内に、通算3か月程度(1週間程度/回)の代診に対応していただきます。

派遣中の身分は、都職員と派遣先市町村職員の併任となります。派遣中は、勤務1日につき1万円を上限に派遣手当が支給されます。(採用後6年間まで)(東京都地域医療医師奨学金の被貸与者は対象外)

### 派遣が予定される医療機関一覧

| 地域区分         | 医療機関名                                                                                                                                                                                                           |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| へき地の公立医療機関   | 利島村国民健康保険診療所<br>新島村国民健康保険本村診療所<br>新島村国民健康保険式根島診療所<br>神津島村国民健康保険直営診療所<br>三宅村国民健康保険直営中央診療所<br>御蔵島村国民健康保険直営御蔵島診療所<br>国民健康保険町立八丈病院<br>青ヶ島村国民健康保険青ヶ島診療所<br>小笠原村診療所<br>小笠原村母島診療所<br>檜原村国民健康保険檜原診療所<br>奥多摩町国民健康保険奥多摩病院 |
| 多摩地域の市町村公立病院 | 市立青梅総合医療センター<br>町田市民病院<br>日野市立病院<br>稲城市立病院<br>公立阿伎留医療センター<br>公立昭和病院<br>公立福生病院                                                                                                                                   |

## 9 キャリアアップ勤務

専門医・指導医等へのキャリアパスを実現できるよう、支援勤務(派遣)以外の期間は、以下の(1)から(4)の都立病院等の施設において、キャリアアップのための専門研修となります(ただし、「(3) (1)、(2)以外の都内に所在する臨床研修指定病院」での研修期間は、通算1年間以内)。研修先は、本人の希望に応じて、当該専門研修機関と調整の上、決定します。

キャリアアップ勤務中は、旅費、学会参加費、図書費等の研究研修費が支給される制度があります。

(1) 地方独立行政法人東京都立病院機構病院一覧

| 病院名(病床数)        | 主な重点医療等                                                                                         |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広尾病院(408)       | 救急医療(三次、熱傷等)、災害医療、島しょ医療、小児医療、精神科身体合併症医療、障害者歯科医療                                                 |
| 大久保病院(304)      | 救急医療(二次、脳卒中)、腎医療、災害医療                                                                           |
| 大塚病院(413)       | 周産期医療、小児医療、児童精神科医療、救急医療(二次、脳卒中)、障害者(児)医療、災害医療                                                   |
| 駒込病院(815)       | がん医療(ゲノム、難治性、合併症併発等)、造血幹細胞移植医療、感染症医療(主に一類・二類)、救急医療(二次)、災害医療                                     |
| 豊島病院(438)       | 救急医療(二次、脳卒中、急性心筋梗塞)、がん医療、周産期医療、小児医療、精神科救急医療、精神科身体合併症医療、感染症医療(主に二類)、障害者歯科医療、災害医療                 |
| 荏原病院(461)       | 救急医療(二次、脳卒中)、感染症医療(主に一類・二類)、がん医療、精神科身体合併症医療、小児医療、障害者歯科医療、災害医療                                   |
| 墨東病院(765)       | 救急医療(三次、熱傷等)、周産期医療、小児医療、感染症医療(主に一類・二類)、がん医療(合併症併発等)、精神科救急医療、精神科身体合併症医療、障害者歯科医療、災害医療             |
| 多摩総合医療センター(749) | 救急医療(三次、熱傷等)、周産期医療、がん医療(精密検査、合併症併発等)、精神科救急医療、精神科身体合併症医療、感染症医療、難病医療、障害者歯科医療、移行期医療、災害医療           |
| 多摩北部医療センター(337) | 救急医療(二次、脳卒中、急性心筋梗塞)、がん医療、小児医療、障害者歯科医療、災害医療                                                      |
| 東部地域病院(314)     | 救急医療(二次、脳卒中、急性心筋梗塞)、がん医療、小児医療、災害医療                                                              |
| 多摩南部地域病院(287)   | 救急医療(二次、脳卒中、急性心筋梗塞)、がん医療、小児医療、災害医療                                                              |
| 神経病院(304)       | 難病医療(神経、筋疾患)、災害医療                                                                               |
| 小児総合医療センター(561) | 小児救急医療(三次)、小児がん医療、周産期医療、小児専門医療(心臓病、腎臓病等)、児童・思春期精神科医療、小児結核医療、小児難病医療、アレルギー疾患医療、障害児歯科医療、移行期医療、災害医療 |
| 松沢病院(898)       | 精神科救急医療、精神科身体合併症医療、精神科専門医療(アルコール、薬物依存等)医療観察法医療、精神障害者歯科医療、災害医療                                   |

(2) 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

|                            |                                                                                  |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター(550) | 都における高齢者医療の中核的医療機関<br>【特色】全人的・包括的な高度専門医療、チーム医療体制、地域の医療及び福祉施設との連携、研究機関・教育機関としての役割 |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|

(3) (1)、(2)以外の都内に所在する臨床研修指定病院(P3「派遣が予定される医療機関」を除く)

#### (4) 都立施設

| 施設名       | 概要                                                                       |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------|
| 監 察 医 務 院 | (1) 23区内の死因不明の急性死や事故死などについて、死体の検案及び解剖を実施<br>(2) 監察医の養成及び医師、医療関係者の補習教育を実施 |
| 都 保 健 所   | 健康相談、健康教室、感染症予防・結核予防・母子保健・精神保健・難病対策等に関する業務                               |

#### 10 その他

- (1) 本採用選考は、現在、東京都の常勤職員（医師）である者の応募を妨げるものではありませんが、採用選考合格後における任用手続、身分等の取扱いについて、他の応募者と異なる点があるため、応募に当たっては、事前にお問い合わせください。
- (2) 本採用選考の実施に当たっては、受験票の発行はしておりませんので留意願います。
- (3) 選考申込み後に、本採用選考を受験しないこととした場合は、速やかにその旨を下記連絡先まで御連絡ください。

##### <問合せ先・応募先>

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号  
 東京都保健医療局医療政策部医療人材課人材計画担当  
 電 話 03-5320-4552（直通）  
 E-mail S1150404@section.metro.tokyo.jp